

自治基本条例をつくる会 会議概要

第54回会議	
開催日時	平成21年7月1日（水）18:30～20:30
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	9 名 岩本信子、岡村啓二、河野朋子、酒井敏正、林 久芳、木林紀生男、徳重洋子 弓取康英、若松勇輔
事務局	副市長、企画課（主幹、主査）
協議概要	1 第53回の会議概要について → 承認。 2 *「危機管理」（近隣市との有効）の条項を追加するための条文協議 ・防災等具体的な危機管理については、基本条例になじまないのではないかな？ ・第5条「市民の責務」包括的に危機管理についての内容が盛り込まれているので必要ないのではないかな。 ・山陽小野田市安心安全のまちづくり条例があるので必要ないのでは。 ・市には多くの条例があるが、自治基本条例は、その条例の上位条例であるという位置付けで条文を作成すればよいのでは。 （まとめ） ・ワークシートを作成（別紙）し、第7章：参画と協働から切り離して、第8章：危機管理の章を創設する。 *第24条（計画策定における参画と協働）の条文協議 ・第3項「あらかじめパブリックインボルブメントの実施」とあるのは、第1項の「はじめから市民の参画を得て」とおなじではないかな。 ・総合計画策定は、パブリックコメントで良いと思うが、実際の大きな事業実施については、計画をたてる前に住民の意向を把握・尊重してもらいたいので、第1項とは意味が違ふ。 ・パブリックコメントは「制度」であるが、パブリックインボルブメントという言葉は概念語であるため、条例で使用するのは適していない。もし使用するなら言葉の解説が必要である。 ・制度の在り方や手順に問題があると考えるなら、基本条例とは別に、解説にいれたらよいのではないかな。 ・第1項のみとして、パブリックインボルブメントについては、市の方で要綱を作成してもらうのはどうか。

- ・パブリックコメントについても、現時点では条例ではなく要綱であるので、位置付けが弱いため、自治基本条例の中で、はっきりした位置付けをして欲しい。（まとめ）
- ・ワークシートNO26の修正し、条文は第1項のみとし、第2項第3項は意見として再協議とする。

3 その他

（宿題）「総合計画」についての、条文作成及び位置付けの検討
条文（たたき台）作成すること

【次回の開催について】

第55回会議：平成21年7月8日（水）18：30～第2委員会室